

「集積コムによる通信コンソーシアム」規約

第1条 (名称)

本会の名称は、「集積コムによる通信コンソーシアム（英語名称：Communication by chip-scale combs、英語略称 Com²）」とする。

第2条 (目的)

本会は、もの作りを基軸として、マイクロ光コムおよびテラヘルツ通信・光通信技術分野における世界最高の研究活動を行ない、当該分野を牽引し、産業界を巻き込み、研究成果の事業化とその普及を通じて社会の向上発展に寄与する事を目的とする。

第3条 (事業)

本会は前条の目的を達成するために、以下の事業を行う。

- 1 マイクロ光コムおよびテラヘルツ通信・光通信に関する意見交換、議論を通じた技術情報、ロードマップ等の共有
- 2 マイクロ光コムおよびテラヘルツ通信・光通信に関する講演会
- 3 マイクロ光コムおよびテラヘルツ通信・光通信に関する諸外国のシステム等の研究活動調査
- 4 マイクロ光コムおよびテラヘルツ通信・光通信に関するガイドラインの作成・提言
- 5 その他、本会の目的に沿った活動

第4条 (会員および組織)

1 会員

本会の会員は、マイクロ光コムおよびテラヘルツ通信・光通信の研究に関心を持ち、前条の事業遂行に協力する意志を有する法人、団体及び個人とする。会員の種別は次の通りとする。

- ① 法人会員 - 民間企業、各種法人 (大学・独立行政法人等)および団体
- ② 個人会員 - 研究者、学識経験者など（一般企業の社員を除く）

2 入会

本会に入会しようとする者は、所定の書面をもって申し込み、幹事会の承認を受けなければならない。

3 組織

本会には下記の会長、副会長を含む幹事、アドバイザーおよび幹事会、事務局を置く。尚、再任を妨げない。

- ① 会長（代表）
- ② 副会長

- ③ 幹事
- ④ アドバイザ
- ⑤ 幹事会
- ⑥ 事務局（第6条に定める）

4 会長

本会は、幹事会の決議により選ばれた会長を置く。但し、任期は2年とする。

5 副会長

本会は、会長の推薦および幹事会の承認により副会長を置く。但し、任期は会長と同一とする。

6 幹事

本会は、幹事もしくは会員の推薦および幹事会の承認により、幹事を置く。但し、任期は2年とする。

7 アドバイザ

本会は、幹事もしくは会員の推薦および幹事会の承認により、アドバイザを置くことができる。但し、任期は2年とする。アドバイザは幹事会の求めに応じて本会の運営に対する助言を行う。

8 幹事会

会長、副会長および幹事を本会の幹事とする。幹事は幹事会を組織し、本会の運営にあたる。

第5条（会員総会）

総会は、会長が招集し、会員をもって組織し、各年度に1回またはそれ以上開催するものとする。

- 2. 総会は委任状による出席も含めて、持票総数の2分の1以上の会員の出席がなければ開催することができない。
- 3. 総会の議長は会長が行う。
- 4. 法人会員の持票は5票とする。個人会員の持票は1票とする。
- 5. 議事は、出席者の持票の過半数をもって決する。

第6条（事務局）

本会は、事業の運営および幹事間、会員間の連絡等の事務を行う事務局を置く。
事務局の設置場所は幹事会が決定する。

第7条（会費）

本会の運営上必要な経費は、年会費、寄付金およびその他の雑収入をもって充てる。

- 2 本会の年会費は幹事会で決定し、総会で承認を得る。

- 3 第3条に定める事業の実施にあたっては、必要に応じて必要な実費を賛同が得られた会員から徴収することができる。
- 4 3項に規定する徴収は幹事会の議決によるものとする。

第8条（秘密の保持等）

- 1 会員は、本事業に関して他の会員から提供され、又は開示された技術情報、技術資料、研究試料に関する情報及び営業上の情報（以下「秘密情報」という。）であって、開示の際に秘密である旨明示され、又は開示の際に口頭で秘密である旨が明示されかつ開示後30日以内に書面で秘密である旨が通知された情報について、開示した会員の書面による同意がある場合を除き、第三者に開示し、又は漏洩してはならず、また本事業以外の目的に使用してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するものはこの限りではない。
 - 一 知得した際、受領した会員が既に保有していたことを証明できる情報
 - 二 知得した後、受領した会員の責めによらず公知となった情報
 - 三 受領した会員が秘密保持を負うことなく正当な権限を有する第三者から適法に取得したことを証明できる情報
 - 四 他の会員から開示を受けた情報によらず、受領した会員が独自に開発して得たことを証明できる情報
- 2 受領した会員は、前項秘密情報に関するいかなる知的財産権についてもその実施を許諾し、権利を移転する意思を表示したものと解釈してはならない。
- 3 法人会員は、本事業に従事する自己の教職員、従業員に対しても第1項の秘密保持に関する義務を遵守させなければならない。
- 4 前項の規定は、本事業の終了後も3年間有効に存続する。
- 5 受領した会員は、本事業の範囲内でのみ、秘密情報を含む文書又は要約について複製することができる。
- 6 開示した会員は、開示した秘密情報に瑕疵があった場合でも、一切の責任を負わず、受領した会員に生じた損失を補填・賠償しないものとし、それらについて一切の保証をしないものとする。
- 7 秘密情報の取り扱い等に関して生じた疑義、又は本規約に定めのない事項については、幹事会で協議して解決するものとする。

第9条（秘密情報に基づく成果の第三者への開示の事前承認）

- 1 会員は、幹事会の承認を得ることなく、前条第1項に規定する秘密情報に基づく成果を会員以外の第三者に対して開示し又は漏洩してはならない。
- 2 秘密情報に基づく成果の発表もしくは公開（以下「成果の公表等」という。）を行おうとするときは、原則として当該公表等の30日前に、その内容、方法等を幹事会に申請

するものとする。幹事会は当該公表等の可否を審議決定する。

第10条（発明等の取り扱い）

- 1 会員は、第8条第1項に規定する秘密情報に基づいて発明、考案、意匠、著作等を行った場合、その内容を速やかに幹事会および秘密情報を開示した会員に通知し、その扱い等については受領した会員と開示した会員が別途協議するものとする。

第11条（退会後の秘密保持義務）

- 1 会員が本会を退会した場合でも、第8条で定める秘密保持義務は存続する。
- 2 退会後に秘密情報を利用する場合は、本会に、当該情報の秘密保持義務が消失していることを確認しなければならない。

第12条（規約の改正）

本規約は幹事会の発議により、総会出席者の持票の 3 分の 2 以上の同意を得て改正することができる。

第13条（協議）

本規約に関して生じた疑義、又は本規約に定めのない事項については、幹事会で協議して解決するものとする。

附 則

本会の事務局は以下に設置する。

徳島大学ポスト LED フォトニクス研究所内

所在地：〒770-8506 徳島市南常三島町二丁目 1 番地

改訂履歴

2023年 7月11日 制定

2024年 8月 1日 改訂

2025年 7月 1日 改訂